平成31年2月12日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湯沢民生協会(以下「法人」という。)の定款第8条及び 定款第21条に基づく評議員、役員の報酬等及び費用弁償について、必要な事項を定めるも のとする。

(定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。
  - (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
  - (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
  - (3) 報酬等とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
  - (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬等の額)

- 第3条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、定款第8条に定める金額の範囲内で、別表1に基づき支給する。
- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表 2 に定める年度総額の 範囲内で、同表に基づき支給する。

(費用弁償)

第4条 評議員、役員が法人の職務のため旅行した場合は、職員旅費規程に準じて旅費を支給する。

(適用除外)

第5条 施設職員であって、法人役員を兼務する者については、本規程を適用しないものと する。

(公表)

第6条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の 支給基準として、公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表1

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)
評議員	3,000円	12,000円

## 別表 2

役 職	報酬日額(1人当たり)	年度総額(1人当たり)
理事長	3,000円	27,000円
理 事	3,000円	15,000円
監事	3,000円	36,000円